滋賀県行政不服審査会第二部会の会議概要

滋賀県行政不服審査会条例に基づき、下記のとおり、滋賀県行政不服審査会第二部会を開催しました。

今回の会議については、審査請求事件に係る調査審議であるため、非公開として開催しています。会議の概要について、以下のとおり公表します。

■ 名称

第14回滋賀県行政不服審査会第二部会

■ 日 時

令和元年 12 月 16 日 (月) 午前 9 時 30 分から午後 0 時 10 分まで

■場所

大津市京町四丁目1-1 県庁本館4階4A会議室

■ 出席者

委員:須藤陽子、辻惠子、羽座岡広宣

(敬称略、五十音順)

事務局:秦室長補佐、百田副主幹、増山主任主事

(県民活動生活課県民情報室)

■ 議事

- 1 「生活保護変更決定についての審査請求事件」の審議(諮問第 18、22、23、28、29、 33、34、44、46、47 号)の審議
 - ○事務局から説明を受け、事案の審議を行った。
 - ○各諮問案件について、滋賀県行政不服審査会運営要領第 21 条の規定に基づき、調査 審議手続の併合をすることと決定した。
- 2 「生活保護停止決定についての審査請求事件」の審議(諮問第 14 号) および「生活保 護廃止決定についての審査請求事件」の審議(諮問第 15 号)
 - ○事務局および審査庁から説明を受け、事案の審議を行った。
- 3 その他

■ 問合せ先

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(担当 増山)

電話 077-528-3121